様式第９号（第10条関係）

**建築許可申請書**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  羽 曳 野 市 長　　様  　　　　　　住　所  許可申請者  氏　名    都市計画法第４１条第２項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。 | | | | | ※　手数料欄  年 月 日  手数料  円  収納済  係員 |
| 開発登録簿の番号 | |  | | | |
| 建築物の敷地の所在及び地番 | |  | | | |
| 予定建築物等の用途 | |  | | | |
| 工事種別 | |  | | | |
| 敷　　地　　面　　積 | | 建　　築　　面　　積 | | 延　　べ　　面　　積 | |
| ㎡ | | ㎡ | | ㎡ | |
| 開発許可に付された条件の内容 | | | 許可を受けようとする内容 | | |
|  | | |  | | |
| 許可を要する理由 |  | | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| ※許可欄 | ※受付欄 |
| 羽曳野市指令　　第　　　　　　　号  年　　月　　日  羽曳野市長　　　　　　　　　　　　　㊞  (教示)  1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により大阪府開発審査会に審査請求をすることができます。  2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、羽曳野市を被告として(訴訟において羽曳野市を代表する者は、羽曳野市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。  なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。  3　ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |  |
| ※備考 |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請代理人住所及び氏名 | ＴＥＬ　　　　（　　　　　） |

注）※印欄は、記入しないこと。

様式第９号（第10条関係）

**建築許可申請書**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  羽 曳 野 市 長　　様  　　　　　　住　所  許可申請者  氏　名  都市計画法第４１条第２項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。 | | | | | ※　手数料欄  年 月 日  手数料  円  収納済  係員 |
| 開発登録簿の番号 | |  | | | |
| 建築物の敷地の所在及び地番 | |  | | | |
| 予定建築物等の用途 | |  | | | |
| 工事種別 | |  | | | |
| 敷　　地　　面　　積 | | 建　　築　　面　　積 | | 延　　べ　　面　　積 | |
| ㎡ | | ㎡ | | ㎡ | |
| 開発許可に付された条件の内容 | | | 許可を受けようとする内容 | | |
|  | | |  | | |
| 許可を要する理由 |  | | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| ※許可欄 | ※受付欄 |
| 羽曳野市指令　　第　　　　　　　号  年　　月　　日  羽曳野市長　　　　　　　　　　　　　㊞ |  |
| ※備考 |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請代理人住所及び氏名 | ＴＥＬ　　　　（　　　　　） |

注）※印欄は、記入しないこと。